

秋田県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 令和三年三月三十一日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県規則第十八号

秋田県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年秋田県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章〜第三章 略</p> <p>第四章 雑則（第四十五条）</p> <p>附則</p> <p>（従業者）</p> <p>第二条 条例第三条第一項各号に掲げる従業者に係る介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第九十七条第二項の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一〜四 略</p> <p>五 栄養士又は管理栄養士 入所定員百人以上の介護老人保健施設にあつては、一人以上</p> <p>六・七 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者でなければならない。ただし</p>	<p>目次</p> <p>第一章〜第三章 略</p> <p>附則</p> <p>（従業者）</p> <p>第二条 条例第三条第一項各号に掲げる従業者に係る介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第九十七条第二項の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一〜四 略</p> <p>五 栄養士 入所定員百人以上の介護老人保健施設にあつては、一人以上</p> <p>六・七 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、介護老人保健施設に条例第二十条第一項に規定するユニット型介護老人保健施設（以下単に「ユニット型介護老人保健施設」という。）を併設す</p>

、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

5 略

6 第一項第三号から第六号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設（入所定員二十九人以下の介護老人保健施設であつて、当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所（以下単に「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とするものをいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める従業者により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該各号に定める従業者を置かないことができる。

一 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員

二 介護医療院 栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員

三 病院 病床数百以上の病院にあつては栄養士又は管理栄養士、秋田県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第六十一号）

第二条第一項に規定する指定介護療養型医療施設（以下単に「指定介護療養型医療施設」という。）にあつては介護支援専門員

7 第一項第三号から第六号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設（介護医療院又は病院若しくは診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする入所定

る場合の介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

5 略

6 第一項第三号から第六号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設（入所定員二十九人以下の介護老人保健施設であつて、当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所（以下単に「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とするものをいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める従業者により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該各号に定める従業者を置かないことができる。

一 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員

二 介護医療院 栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員

三 病院 病床数百以上の病院にあつては栄養士、秋田県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第六十一号）

第二条第一項に規定する指定介護療養型医療施設（以下単に「指定介護療養型医療施設」という。）にあつては介護支援専門員

7 第一項第三号から第六号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設（介護医療院又は病院若しくは診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする入所定

員二十九人以下の介護老人保健施設であつて、サテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。

一 理学療法士若しくは作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士若しくは管理栄養士 併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士若しくは作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

二 略

（構造設備の基準）

第四条 条例第五条第一項第一号ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 略

二 療養室等を二階又は地階に設ける場合には、次に掲げる要件に適合すること。

(一) 当該介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長と相談の上、条例第十六条第一項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(二) 条例第十六条第一項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(三) 略

2・3 略

（内容及び手続の説明及び同意）

員二十九人以下の介護老人保健施設であつて、サテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。

一 理学療法士若しくは作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士 併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士若しくは作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

二 略

（構造設備の基準）

第四条 条例第五条第一項第一号ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 略

二 療養室等を二階又は地階に設ける場合には、次に掲げる要件に適合すること。

(一) 当該介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長と相談の上、条例第十六条に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(二) 条例第十六条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(三) 略

2・3 略

（内容及び手続の説明及び同意）

第五条 介護老人保健施設は、入所申込者又はその家族からの申出があつた場合には、条例第六条第一項の規定による文書の交付に代えて、第四項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該介護老人保健施設は、当該文書を交付したものとみなす。

一・二 略  
2 5 略

第十三条 略  
（介護保健施設サービスの提供の方針）

3 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。

第十四条 略  
（施設サービス計画の作成）

7 サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者又はその家族の同意を得なければならない。

8 10 略  
11 第二項から第九項までの規定は、前項の施設サービス計画の変更について準用する。

12 計画担当介護支援専門員は、第十項に規定する実施状況の把握

第五条 介護老人保健施設は、入所申込者又はその家族からの申出があつた場合には、条例第六条第一項の規定による文書の交付に代えて、第四項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該介護老人保健施設は、当該文書を交付したものとみなす。

一・二 略  
2 5 略

第十三条 略  
（介護保健施設サービスの提供の方針）

3 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。

第十四条 略  
（施設サービス計画の作成）

7 サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者又はその家族の同意を得なければならない。

8 9 略  
10 第二項から第八項までの規定は、前項の施設サービス計画の変更について準用する。

11 計画担当介護支援専門員は、第九項に規定する実施状況の把握

13| (以下「モニタリング」という。)に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。  
一・二 略

(計画担当介護支援専門員の責務)

第二十五条 計画担当介護支援専門員は、第十四条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一～四 略

五 第三十三条第一項の規定による事故の状況及び当該事故に際して講じた措置についての記録を行うこと。

(勤務体制の確保等)

第二十六条 略

2 略

3 介護老人保健施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該介護老人保健施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第三条第一項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

12| (以下「モニタリング」という。)に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。  
一・二 略

(計画担当介護支援専門員の責務)

第二十五条 計画担当介護支援専門員は、第十四条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一～四 略

五 第三十三条第二項の規定による事故の状況及び当該事故に際して講じた措置についての記録を行うこと。

(勤務体制の確保等)

第二十六条 略

2 略

3 介護老人保健施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第二十七条 略

2 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一・二 略

三 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

四 略

3 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(揭示)

第二十九条 略

2 介護老人保健施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(事故発生の防止及び事故発生時の対応)  
第三十三条

第二十七条 略

2 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一・二 略

三 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

四 略

(揭示)

第二十九条 略

(事故発生の防止及び事故発生時の対応)  
第三十三条 条例第十八条第一項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- 三 事故発生の防止のための委員会を定期的開催すること。

2 | 介護老人保健施設は、条例第十八条第三項の事故の状況及び同項の規定により講じた措置について記録しなければならない。

(記録の整備)

第三十五条 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該入所者の退所の日から五年間保存しなければならない。

一 略

七 第三十三条第一項の規定による事故の状況及び当該事故に際して講じた措置についての記録

(構造設備の基準)

第三十七条 条例第二十二条第一項第一号ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 略

二 療養室等を二階又は地階に設ける場合には、次に掲げる要件に適合すること。

(一) 当該条例第二十条第一項に規定するユニット型介護老人保健施設(以下単に「ユニット型介護老人保健施設」という。)

の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第二十八条において準用する条例第十六条第一項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(二) 条例第二十八条において準用する条例第十六条第一項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(三) 略

四 従業者に対し、事故発生防止のための研修を定期的に行うこと。

2 | 介護老人保健施設は、条例第十八条第二項の事故の状況及び同項の規定により講じた措置について記録しなければならない。

(記録の整備)

第三十五条 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該入所者の退所の日から五年間保存しなければならない。

一 略

七 第三十三条第二項の規定による事故の状況及び当該事故に際して講じた措置についての記録

(構造設備の基準)

第三十七条 条例第二十二条第一項第一号ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 略

二 療養室等を二階又は地階に設ける場合には、次に掲げる要件に適合すること。

(一) 当該ユニット型介護老人保健施設

の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第二十八条において準用する条例第十六条に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(二) 条例第二十八条において準用する条例第十六条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(三) 略

2・3 略

(介護保健施設サービスの提供の方針)

第三十九条 略

2 略

3 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(勤務体制の確保等)

第四十三条 略

2・3 略

4 ユニット型介護老人保健施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該ユニット型介護老人保健施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令第三条第一項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第四十四条 第二条、第五条から第十条まで、第十二条、第十四条から第十七条まで、第二十条、第二十二条から第二十五条まで及び第二十七条から第三十五条までの規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第五条第一項、

2・3 略

(介護保健施設サービスの提供の方針)

第三十九条 略

2 略

(勤務体制の確保等)

第四十三条 略

2・3 略

4 ユニット型介護老人保健施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第四十四条 第二条、第五条から第十条まで、第十二条、第十四条から第十七条まで、第二十条、第二十二条から第二十五条まで及び第二十七条から第三十五条までの規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第五条第一項、

第二十三条及び第三十三条第一項 中「条例」とあるのは「条例第二十八条において準用する条例」と、第二十四条中「第六条から第十一条まで及び第十四条から第十九条までの規定並びに第五条から第二十二条まで及び次条から第三十五条まで」とあるのは「第二十三条から第二十七条まで並びに第二十八条において準用する条例第六条から第八条まで及び第十六条から第十九条までの規定並びに第三十八条から第四十三条まで並びに第四十四条において準用する第五条から第十条まで、第十二条、第十四条から第十七条まで、第二十条、第二十二條、次条及び第二十七條から第三十五條まで」と、第二十五条中「第十四条」とあるのは「第四十四条において準用する第十四条」と、同条第四号及び第三十五条第六号中「第三十一条第二項」とあるのは「第四十四条において準用する第三十一条第二項」と、第二十五条第五号及び第三十五条第七号中「第三十三条第一項」とあるのは「第四十四条において準用する第三十三条第一項」と、第二十九条第一項中「第十四条各号」とあるのは「第二十六条各号」と、第三十五条第二号中「第十条第四項」とあるのは「第二十四条第六項」と、第三十五条第三号中「第九条第二項」とあるのは「第四十四条において準用する第九条第二項」と、第三十五条第四号中「第十条第二項」とあるのは「第四十四条において準用する第十条第二項」と、第三十五条第五号中「第二十二条」とあるのは「第四十四条において準用する第二十二条」と読み替えるものとする。

#### 第四章 雑則

(電磁的記録等)

第四十五条 介護老人保健施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この規則の規定において書面(条例第二十八条の二第一項に規定する書面をいう。以下同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第七条第一項及び第十条第一項(これらの規定を第四十四条において準用す

第二十三条並びに第三十三条第一項及び第二項中「条例」とあるのは「条例第二十八条において準用する条例」と、第二十四条中「第六条から第十一条まで及び第十四条から第十九条までの規定並びに第五条から第二十二条まで及び次条から第三十五条まで」とあるのは「第二十三条から第二十七条まで並びに第二十八条において準用する条例第六条から第八条まで及び第十六条から第十九条までの規定並びに第三十八条から第四十三条まで並びに第四十四条において準用する第五条から第十条まで、第十二条、第十四条から第十七条まで、第二十条、第二十二條、次条及び第二十七條から第三十五條まで」と、第二十五条中「第十四条」とあるのは「第四十四条において準用する第十四条」と、同条第四号及び第三十五条第六号中「第三十一条第二項」とあるのは「第四十四条において準用する第三十一条第二項」と、第二十五条第五号及び第三十五条第七号中「第三十三条第二項」とあるのは「第四十四条において準用する第三十三条第二項」と、第二十九条第一項中「第十四条各号」とあるのは「第二十六条各号」と、第三十五条第二号中「第十条第四項」とあるのは「第二十四条第六項」と、第三十五条第三号中「第九条第二項」とあるのは「第四十四条において準用する第九条第二項」と、第三十五条第四号中「第十条第二項」とあるのは「第四十四条において準用する第十条第二項」と、第三十五条第五号中「第二十二条」とあるのは「第四十四条において準用する第二十二条」と読み替えるものとする。

る場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る条例第二十八条の二第一項に規定する電磁的記録により行うことができる。

2 介護老人保健施設及びその従業者は、条例第二十八条の二第二項に規定する交付等のうち、この規則の規定において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、同項に規定する電磁的方法によることができる。

#### 附則

##### 1・2 略

3 令和六年三月三十一日 までの間に、一般病床(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七条第二項第五号に規定する一般病床をいう。以下同じ。)、精神病床(同項第一号に規定する精神病床であつて、健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令

第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。)又は療養病床(医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の転換(当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。))その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)を行つて介護老人保健施設を開設する場合には、当該転換に係る食堂についての第三条第三項第二号の規定の適用については、同号中「二平方メートル」とあるのは、「一平

#### 附則

##### 1・2 略

3 平成三十六年三月三十一日までの間に、一般病床(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七条第二項第五号に規定する一般病床をいう。以下同じ。)、精神病床(同項第一号に規定する精神病床であつて、健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。)又は療養病床(医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の転換(当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。))その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)を行つて介護老人保健施設を開設する場合には、当該転換に係る食堂についての第三条第三項第二号の規定の適用については、同号中「二平方メートル」とあるのは、「一平

方メートル」とする。

4 令和六年三月三十一日 までの間に、一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床又は療養病床の転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行って介護老人保健施設を開設する場合において、当該転換に係る食堂については、第三条第三項第二号の規定にかかわらず、食事の提供に支障がない広さを有するものとし、機能訓練室との合計した面積を三平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上としなければならない。

5 略

6 令和六年三月三十一日 までの間に、一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項において同じ。）を行って介護老人保健施設を開設する場合において、当該転換に係る屋内の直通階段及びエレベーターについての第四条第二項第一号の規定の適用については、同号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を二以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は二階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ五十平方メートル（主要構造部が耐火構造である建築物又は主要構造部が不燃材料（建築基準法（昭和二十五年法律第二百

方メートル」とする。

4 平成三十六年三月三十一日までの間に、一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床又は療養病床の転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行って介護老人保健施設を開設する場合において、当該転換に係る食堂については、第三条第三項第二号の規定にかかわらず、食事の提供に支障がない広さを有するものとし、機能訓練室との合計した面積を三平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上としなければならない。

5 略

6 平成三十六年三月三十一日までの間に、一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項において同じ。）を行って介護老人保健施設を開設する場合において、当該転換に係る屋内の直通階段及びエレベーターについての第四条第二項第一号の規定の適用については、同号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を二以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は二階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ五十平方メートル（主要構造部が耐火構造である建築物又は主要構造部が不燃材料（建築基準法（昭和二十五年法律第二百

一号) 第二条第九号に規定する不燃材料をいう。) で造られている建築物にあつては百平方メートル) 以下のものについては、屋内の直通階段を一とすることができる」とする。

7・8 略

9 令和六年三月三十一日 までの間に、一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の転換を行つて介護老人保健施設又はユニット型介護老人保健施設を開設する場合において、当該転換に係る療養室に隣接する廊下については、第四条第二項第四号(一)及び第三十七条第二項第四号(一)の規定にかかわらず、その幅を一・二メートル以上(中廊下にあつては、一・六メートル以上)とすることができる。

10  
15 略

一号) 第二条第九号に規定する不燃材料をいう。) で造られている建築物にあつては百平方メートル) 以下のものについては、屋内の直通階段を一とすることができる」とする。

7・8 略

9 平成三十六年三月三十一日までの間に、一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の転換を行つて介護老人保健施設又はユニット型介護老人保健施設を開設する場合において、当該転換に係る療養室に隣接する廊下については、第四条第二項第四号(一)及び第三十七条第二項第四号(一)の規定にかかわらず、その幅を一・二メートル以上(中廊下にあつては、一・六メートル以上)とすることができる。

10  
15 略

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間におけるこの規則による改正後の秋田県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則(以下「新規則」という。)第二十六条第三項及び第四十三条第四項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

3 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新規則第二十七条第二項第三号(新規則第四十四条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、介護老人保健施設は、その従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。